

令和2年度 「新しい東北」復興・創生顕彰  
募集要項

令和2年7月  
復興庁

# 令和2年度「新しい東北」復興・創生顕彰 募集要項

令和2年7月  
復興庁

## 1 「新しい東北」復興・創生顕彰の趣旨

復興庁では、震災復興を契機として、原状復帰にとどまらず、震災前から被災地が抱えてきた課題を克服し、地方創生のモデルとなる「新しい東北」<sup>1</sup>を創造すべく、民間の人材・ノウハウ等を最大限活用しながら、様々な取組を進めています。

このため、「新しい東北」の創造に向けた取組について、大きな貢献をされている個人及び団体に光を当てることにより、こうした個人・団体の活動を広く情報発信し、被災地内外への普及・展開を図ることを目的として、平成28年度に「新しい東北」復興・創生顕彰を創設しました。

## 2 募集対象

募集対象は、「新しい東北」の創造に向けて、被災地の地域課題（被災による人口減少、産業の空洞化、コミュニティの衰退等）を克服するために取り組んでいる個人・団体とします<sup>2</sup>。

※被災地の地域課題を解決する取組（例）

- 住民が中心となって、地域の魅力向上に向けた企画やイベントを実施する取組
- ソーシャルビジネスを通じて、生業や雇用を創出する取組
- 災害公営住宅、仮設住宅等におけるコミュニティ形成に向けた取組
- 文化、芸術、スポーツ等の力を活用して、復興に向けた新たな動きを創出する取組

## 3 募集期間

令和2年9月1日（火）9時00分～9月30日（水）23時59分

（資料を郵送される場合（下記7（1）提出書類等を御参照）は、9月30日（水）までに事務局必着とします）

---

<sup>1</sup> 復興をきっかけに、被災地に関わった方々と被災自治体、団体、住民などが、互いの強みや経験を活かして、地域の課題解決を目指す取組が生まれています。復興庁では、このような取組が地域に根付き、より魅力的で、住みやすく、訪れたいくなる、にぎわいのあるまちづくりのための取組として展開される地域となること（「新しい東北」）を目指しています。

<sup>2</sup> なお、応募者が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合などの不正又は不誠実な行為があった場合は表彰の対象としないことがあります。また、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の者が関与している取組、暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する取組は、審査対象から除外します。またその旨の連絡もしませんので御了承ください。

#### 4 応募条件

(1) 推薦する個人・団体は、次の事項を満たしている必要があります。

ア 個人・団体は、少なくとも直近1年間（令和元年9月～令和2年8月）において、課題に取り組むべく活動を行っており、今後も継続して活動していく予定にしていること。

イ ある取組に対し、複数の個人・団体が関与している場合、当該取組において、推薦する個人・団体が中心的役割を果たしていること。

ウ 個人・団体は、過去に復興庁が主催する表彰・顕彰（「新しい東北」復興・創生顕彰、「新しい東北」復興ビジネスコンテスト、「産業復興事例」顕彰等）により、表彰・顕彰されていないこと。

エ 個人・団体は、国・地方公共団体及びその職員ではないこと。

(2) 推薦する個人・団体の取組は、次の事項を満たしている必要があります。

ア 東日本大震災または東京電力福島第一原発事故をきっかけとして発生した課題を克服するための取組であること。

イ 施設整備等のいわゆるハード面の取組でないこと。

#### 5 選定方法

「新しい東北」復興・創生顕彰運営事務局において一次選考を行った後、外部有識者から構成される選定委員会にて二次選考を行い、受賞者を決定します。

選考は原則、提出書類による書面審査としますが、必要に応じて電話等で内容の確認をさせていただく場合があります。

受賞者には、応募の際に登録されたメールアドレス等に御連絡します。

#### 6 選定基準

応募資料等をもとに、次のような観点を踏まえ、総合的に選定します。

(1) 課題の明確性

地域の課題を適切に把握し、これに取り組んでいるか。

(2) 取組の実効性

取り組んでいる課題の克服へ向けて、どの程度貢献しているか。地域住民の交流や地域活性化のためのイベント開催に取り組んでいる場合には、どの程度開催し（開催頻度）、参加を得ている（参加者数）か。

(3) 取組の継続性・発展性

どの程度継続して課題に取り組んでおり、今後の活動の発展がどの程度見込めるか。

#### 7 応募手続き

(1) 応募方法

応募は、自薦・他薦を問いません。他薦の場合は、推薦する個人・団体の同意を得るものとします。「3 募集期間」中に、専用ホームページ内の応募フォームから応募をお願いします。

## (2) 提出書類等

応募に当たっては、応募フォーム内の必要事項を御記入の上、事業報告書、パンフレット等の取組の内容・状況が把握できる資料を併せて御提出ください（応募フォームから資料をアップロードしていただくか、資料を事務局（送付住所は「10 問い合わせ先（資料送付先）」を参照）へ郵送してください）。

## 8 結果発表

受賞者の結果発表については、令和2年12月に公表する予定です。

## 9 顕彰式

顕彰式は、令和3年2月に実施する予定です。受賞者には、復興大臣賞として賞状と盾が授与されます。

## 10 問い合わせ先（資料送付先）

「新しい東北」復興・創生顕彰運営事務局（ハリウコミュニケーションズ株式会社内）  
TEL：022-288-5011 FAX：022-288-7600  
メールアドレス：newtohoku@zundanet.co.jp

## 11 注意事項

- (1) 提出いただいた資料等は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 本顕彰に関する情報発信の一環として、マスコミ（新聞社、放送局等）に対し、受賞者の個人・団体名、取組内容を情報提供しますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 顕彰式後、「新しい東北」官民連携推進協議会ポータルサイト（<https://www.newtohoku.org/index.html>）などにおいて、受賞者の取組内容をより詳細に紹介するため、受賞者に対して直接取材を行うことがあります。御協力をお願いします。
- (4) 審査に関する問い合わせには一切応じられません。審査結果は公表をもって代えさせていただきます。

## 12 個人情報の取扱いについて

応募の際に応募フォームに記載された個人情報は、本顕彰の審査及び運営に必要な範囲内で利用し、応募者の同意なく利用目的以外で利用することはありません。また、「11 注意事項」に定める場合を除き、応募者及び推薦された個人・団体の同意なく、第三者へ提供することはありません。